

台東区地域防災計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和6年2月23日（金） ～ 令和6年3月15日（金）
意見受付場所	区公式ホームページでの受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、危機・災害対策課窓口で中間まとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	2人、7件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファクシミリ 1人（6件） ホームページ 1人（1件） 持参 0人（0件）

分類	項番	意見	区の考え方 (本計画の該当箇所)
第2部	1	<p>「第2編 区民と地域の防災力向上」「第1章 現在の到達状況」の「3 マンション防災における自助・共助の構築」の中で、「高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。」とありますが、最近私が住んでいるエリアでも、高層マンションが増加しすぎている気がします。人が多くなりすぎると、いざ逃げる際に道路等が混雑になりますし、そろそろマンションの乱立を抑え、公園等の逃げれるスペース、避難先として利用できる公共施設等を増やすべきではないでしょうか。</p> <p>また、「マンション防災における自助・共助の構築」とありますが、私自身、8年程今のマンションに住んでいますが、隣に住む方の名前も顔も把握していません。そのような方々と共助は出来ないと思います。おそらく自分のことで手一杯になるとと思いますので、地域のコミュニティ作り等をもっと行政として進めていくべきではないでしょうか。</p>	<p>区では、区民が災害時に適切な行動をとることができるよう、広報たいとうなどを通じて啓発を図るとともに、公園やポケットパーク等、必要なオープンスペースの確保など、防災まちづくりに取り組んでいるところです。 (p.84～87)</p> <p>また、「集合住宅防災ハンドブック」を作成し、マンションにおける自主防災組織の結成を促進するとともに、集合住宅防災資器材購入補助金の要件として町会加入を求めるなど、マンションの共助や、地域コミュニティに関する取り組みを行っております。(p.60～62)</p> <p>引き続き、地域防災力を強化するため、更なる対策を検討して参ります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方 (本計画の該当箇所)
計画全般	2	<p>災害拠点の設置（上野地区防災センターの建設）</p> <p>上野の森には様々な公共施設（博物館、美術館、動物園など）があり、先々増加が見込まれる外国人にも対応できる施設、重ねて観光客に対する防災意識の向上に努めたい。（地元住民の切なるお願いです。）</p>	<p>区では、帰宅困難者一時滞在施設の整備や、多言語対応した防災アプリの作成のほか、上野駅周辺滞留者対策推進協議会を設置し、台東区帰宅困難者防災ガイドを発行するなど、外国人を含む観光客向けの防災対策を行っております。（p.322～328）</p> <p>新たな災害拠点の設置については、庁内で検討してまいります。</p>
計画全般	3	<p>防災に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の拡充 ・備蓄場所の拡充 ・火災・地震に対する木造家屋の耐震対策の拡充・強化 ・水害対策（貯水池など） 	<p>区では、防災まちづくりを推進するため、木造住宅が密集する地域などの不燃化の促進（p.79）や、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（p.121）などに取り組んでおります。</p> <p>また、避難場所や備蓄場所の拡充については、被害想定などに応じて対応して参ります。（p.171, p.233～234）</p> <p>さらに、水害対策においては、ハザードマップを作成するなど、周知・啓発に努めています。（p.519）</p> <p>引き続き、災害に強いまちづくりに取り組んで参ります。</p>
計画全般	4	<p>避難に対する住民への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な避難訓練の実施 <p>特に高齢者に対する、きめ細やかで、具体的な対応。</p> <p>体が不自由な方への誘導訓練。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所など、防災に関する誰でも目につく掲示板等の設置。 <p>（誰が見てもすぐ理解できる）</p>	<p>区では毎年、避難所の開設訓練など、夜間・休日の発災を想定した初動対応訓練を実施しております。（p.57）</p> <p>また、昨年度、避難行動要支援者名簿を活用したモデル訓練を実施したところです。（p.285～286）</p> <p>引き続き、町会や防災機関と連携しながら対策を進めてまいります。</p> <p>掲示板等につきましては既に設置しており、分かりやすい表記については、必要に応じて検討して参ります。（p.56）</p>

分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
計画全般	5	<p>災害が発生した時の対応（発災した後の対応も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 末端の住民に対する確かな連絡方法の拡充。 ・ 町内会のスピーカーとか、スマホ、電話など通信手段の拡充、強化。 <p>（上下関係なくお互いに連絡が取れる手段）</p>	<p>災害情報の発信については、防災行政無線や区ホームページ、SNS、防災アプリ等、多様な手段を用いてあらゆる方へ情報を届けられるよう努めています。（p.259）</p> <p>町会等の通信手段の拡充・強化につきましては、個々の状況が異なるため、詳細は問い合わせください。町会等で資器材の整備をする際は、令和5年度より拡充いたしました自主防災組織活動助成金等の活用をご検討ください。（p.59）</p>
計画全般	6	<p>日頃から防災意識の向上の為、あらゆる手段をきめ細かく計画いただきたい。絵にかいたもちにならないよう、より具体的な計画を立案いただきたい。応援させていただきます。</p>	<p>今後とも、具体的な計画策定に留意して参ります。</p>
計画全般	7	<p>仮に災害を受けた人への、再建への手厚い補償制度</p>	<p>大規模災害により、被災者再建支援法が被災した都道府県に適用された場合、国は自宅が被害を受けた世帯等に対し、その被害程度と再建方法に応じて、支援金を支給するとしています。区は支援金支給申請の受付窓口となるため、発災時は国や都の動向を注視して参ります。</p>